

塩基性酸化マンガンと溶接ヒュームを 特定化学物質に追加(1/2)



今般、新たに「塩基性酸化マンガン」及び「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康被害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、これら化学物質による労働者へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質（管理第2類物質）に追加されることになりました。

◆塩基性酸化マンガン（作業環境測定による評価）

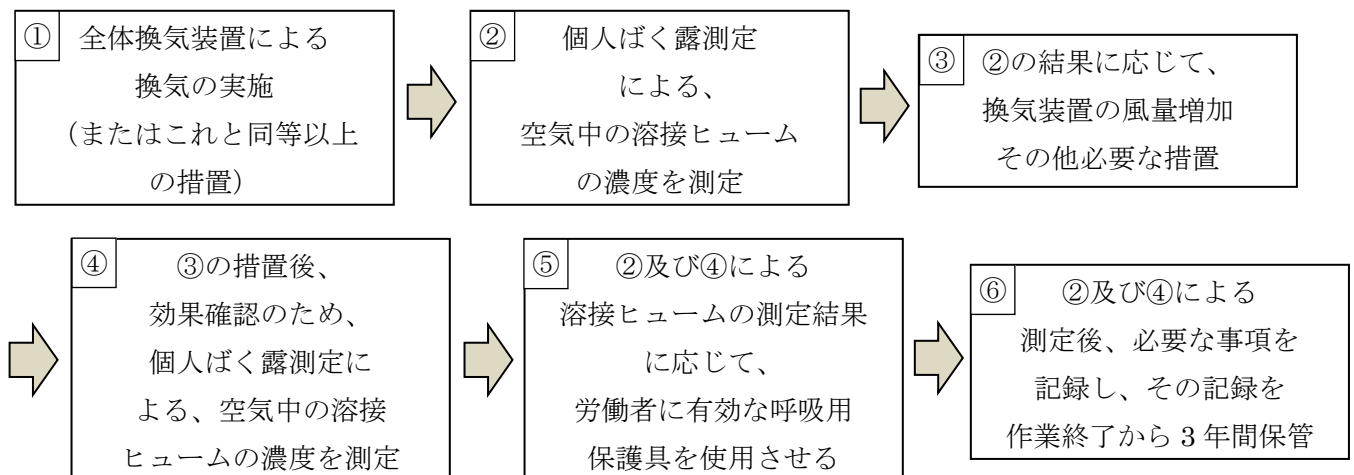
特定化学物質（管理第2類物質）であった、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」が「マンガン及びその化合物」に名称変更になり、管理濃度も強化されます。

改正前		改正後	
物質名	管理濃度	物質名	管理濃度
マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)	0.2mg/m ³ (粒径指定なし)	マンガン及びその化合物	0.05mg/m ³ ※1 (レスピラブル粒子) ※2

※1 改正後はレスピラブル粒子を分粒できる分粒装置を用いるる過捕集法で試料採取をする必要があります。(改正前は総粉じん) ※2 粒径については次ページ参照。

◆溶接ヒューム（個人ばく露測定による評価）

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）を継続して行う屋内作業場について下記の措置が必要になります。



溶接ヒュームの空気中濃度の基準値：マンガンとして0.05mg/m³（レスピラブル粒子）

そのほか、水洗等粉じんの飛散しない方法による毎日1回以上の掃除や特定化学物質作業主任者の選任、特殊健康診断の実施等が必要になります。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

塩基性酸化マンガンと溶接ヒュームを 特定化学物質に追加(2/2)



◆ 施行期日

2021年4月1日

◆ 経過措置

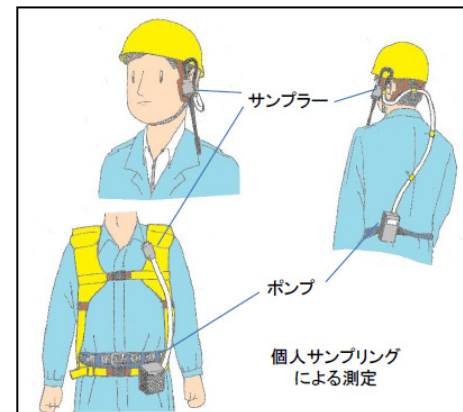
2022年3月31日まで、以下の項目において経過措置が設けられます。

- ・個人ばく露測定による、空气中的溶接ヒュームの濃度測定及びその結果に応じた換気装置の風量増加その他必要な措置、再度の溶接ヒュームの濃度測定
- ・呼吸用保護具の選択・使用
(現時点でも呼吸用保護具の使用は必要ですが、2022年4月1日以降は特定化学物質障害予防規則に基づき、選択・使用する必要があります)
- ・フィットテストの実施
- ・特定化学物質作業主任者の選任

◆ 用語説明

○ 個人ばく露測定

試料空気の採取は金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行います。個人ばく露測定を用いた空气中的溶接ヒューム濃度の測定は第一種作業環境測定士及び作業環境測定機関などの当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施することが望ましいとされています。

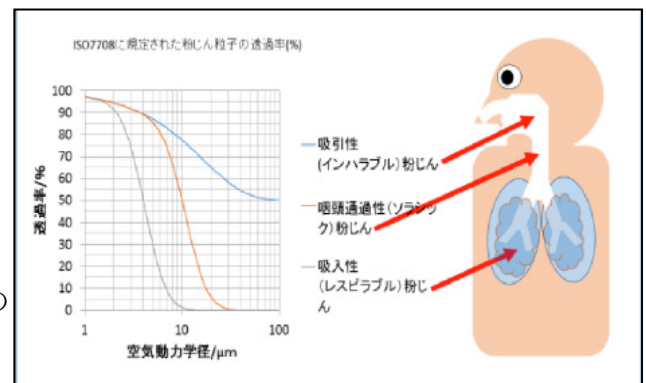


○ 粉じんの粒径分類 (※2)

国際基準である ISO7708 で粉じんは、吸入した場合の呼器へ到達程度に応じて、

- 「吸引性粉じん (インハラブル)」
- 「咽頭通過性粉じん (ソラシック)」
- 「吸入性粉じん (レスピラブル)」

の3種類に分けられており、粒径が大きなものは鼻腔や咽頭で沈着するのに対し、粒径が小さいものほど肺胞といった呼吸器深部まで到達します。



当社は 労働安全衛生法に基づく作業環境測定 について豊富な実績と経験があります。詳しくは、当社 分析担当者 **野村、明石**(フリーダイヤル0120-01-2590 内線414、267) までお問い合わせください。

出典及び参考：労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案等について (2020年3月30日) (厚生労働省)

■ 事業内容 ■

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③ 水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤ アスベスト分析
- ⑥ 絶縁油中の PCB 分析
- ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査